

【開催中止】

西区連合町内会・自治会連絡協議会 3月定例会

令和2年3月18日（水）13：30～

西区役所3階B会議室

次 第

1 行政等からの情報提供

裏面参照（No.1～11）

<次回区連会定例会日程>

（1）日時 4月17日（金）

共同募金会横浜市西区支会委員会 終了後

（2）場所 西区役所3階B会議室

議題一覧

No.	区分	種別	議題	資料	担当課等
1	関係機関	お知らせ・報告	西区内の火災・救急概況について	①	西消防署
2	市連会	お知らせ・報告	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた情報提供について	②	市民局
3	市連会	お知らせ・報告	「初期消火器具等設置費用の一部補助」及び「設置協力店舗への初期消火器具の設置」について	③	消防局
4	市連会	お知らせ・報告	「横浜IR(統合型リゾート)の方向性(素案)」のパブリックコメントについて	-	都市整備局
5	局	お知らせ・報告	「身近なまちの防災施設整備事業補助」のご案内について	⑤	都市整備局
6	区	お知らせ・報告	「西区地域のつながりを育み強める補助金」及び「西区まちづくりアドバイザー派遣」の募集について	⑥	区政推進課
7	市連会	お知らせ・報告	新市庁舎内覧会の延期について	⑦	総務局管理課
8	市連会	お知らせ・報告	「令和2年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について	⑧	市民局
9	区	お知らせ・報告	西区統計便覧「西区っていいね！～データで見る西区～令和2年(2020年)版」について	⑨	総務課
10	市連会	お知らせ・報告	令和2年度LED防犯灯整備事業について	⑩	市民局
11	市連会	お知らせ・報告	令和2年度地域防犯カメラ設置補助制度実施について	⑪	市民局

令和2年3月西区連会定例会資料

1 行政等からの情報提供

〈市連会、区、その他からの報告及び依頼事項〉

[自治会・町内会長へのお知らせ・報告]

※「戸部警察署管内犯罪等概況について」は、集計システムの都合上、今月はありません。

1 西区内の火災・救急概況について

[お知らせ]

(西消防署)

(議題1の資料参照)

※今月は片面資料となります。

2 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた情報提供について

[お知らせ]

(市連会・市民局)

(議題2の資料参照)

本市では、3月9日(月)に「新型コロナウイルス感染症に関する警戒対策会議」を開催し、市主催で多数の参加が見込まれるイベントや気密性の高い会場で開催され多くの方が参加する会議等について、原則中止又は延期とする対応を、3月31日(火)まで継続することを決定しました。

自治会・町内会におかれましても、会合や行事の開催等について、厚生労働省発行のチラシ等を参考に、集団感染の予防に努めてくださいますようお願いいたします。

(1) 横浜市ホームページについて

以下のホームページに、最新情報を随時更新しています。

(横浜市トップページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報について」)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/covid-19/>

(2) 問合せ先

市民局地域活動推進課

電話 671-2318/FAX 664-0734

【3月下旬に資料を自治会・町内会長宅あて送付します。】

3 「初期消火器具等設置費用の一部補助」及び「設置協力店舗への初期消火器具の設置」について〔お知らせ〕

(市連会・消防局)

(議題3の資料参照)

(1) 「初期消火器具等設置費用の一部補助」について

自治会・町内会が初期消火器具等を設置する際の費用の一部を補助する事業の申請受付を開始します。

ア 申請要件

単一の自治会・町内会で、次の3つの要件を満たすこと。

(ア) 地域に消火栓があること。

(イ) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがあること。

(ウ) 初期消火器具の取扱訓練を定期的に行うことができること。

イ 補助率及び補助予定数

(ア) 補助率：設置費用の3分の2（上限額20万円）

(イ) 予定数：令和2年度は100基を補助予定

ウ 受付期間

4月1日（水）～8月31日（月）

エ 申請方法

申請書に必要事項を記入の上、西消防署に御提出をお願いします。

(2) 「設置協力店舗への初期消火器具の設置」について

自治会・町内会が所有するスタンドパイプ式初期消火器具を設置協力店舗に設置することができます。設置する初期消火器具については、新規購入・既存移設のいずれも可能で、新規購入の場合は、上記の補助申請と同時に行うことができます。

ア 設置協力店舗

コンビニエンスストア、外食チェーン、ドラッグストア、自動車販売店等

イ 受付期間

4月1日（水）～7月31日（金）

ウ 依頼方法

依頼書に必要事項を記入の上、西消防署に御提出をお願いします。

(3) 問合せ先

西消防署（予防担当） 電話・FAX 313-0119

※補助金の申請及び初期消火器具の設置を希望される場合、まずは西消防署まで御相談ください。

【3月下旬に資料を自治会・町内会長宅あて送付します。】

4 「横浜 I R (統合型リゾート) の方向性(素案)」の市民 意見募集について

〔お知らせ〕

(市連会・都市整備局)

「横浜 I R (統合型リゾート) の方向性(素案)」の、市民意見募集の実施について、2月の定例会で告知させていただきました。

令和2年3月6日に、概要版リーフレットを自治会・町内会長あてに送付しています。

- (1) 意見募集期間
3月6日(金)～4月6日(月)
- (2) 意見の提出方法
パンフレットに印刷されたはがき、またはFAX、Eメール
- (3) 市民意見募集パンフレットの配付場所
区役所広報相談係、市民情報センター、本市ホームページ
- (4) 問合せ先
都市整備局 I R 推進課
電話 671-4135/FAX 550-3869

5 「身近なまちの防災施設整備事業補助」のご案内に ついて

〔お知らせ〕

(都市整備局)

(議題5の資料参照)

自治会・町内会が行う防災施設の整備等に補助を行う「身近なまちの防災施設整備事業補助」について、ご活用いただけるよう、補助対象の町丁目を含む自治会・町内会の会長宛てにリーフレットを送付します。

- (1) 対象の自治会・町内会 (54自治会・町内会)
石崎自治会、天神町町内会、紅梅二町内会、紅梅町自治会、御所山町会
西戸部町三丁目自治会、伊勢町三丁目睦会、伊勢四自治会、西杉町内会、
扇田杉山自治会、中央一丁目親和会、杉山町四丁目町内会、西前三丁目町内会、
西前町四丁目自治会、藤棚一丁目東部町内会、浜松町町内会、
藤棚町1丁目自治会、浜松町東部自治会、藤棚町2丁目東部自治会、
藤棚町二丁目西部自治会、県営藤棚アパート自治会、元久保町自治会、
久保町第一親和会、久保町第二自治会、久保町第三自治会、久保町第四自治会、
久保町第五町内会、東久保町東朋会、東久保町東台会、東久保町東睦会、

(次ページに続く)

東久保町東風会、伊勢町一丁目町内会、伊勢町二丁目町会、
伊勢町2・3丁目親和会、老松町内会、羽沢東部自治会、羽沢西部自治会、
西戸部二丁目第一自治会、パレステージ横濱自治会、上原東部運営会、
西戸部二丁目第四町内会、東ヶ丘町内会、東ヶ丘西部町内会、
赤門町二丁目自治会、霞ヶ丘丘友会、境之谷東部自治会、浅間台自治会、
浅間町2丁目自治会、浅間町三丁目自治会、浅間町四丁目東睦会、
浅間町上四丁目自治会、浅間町五丁目町内会、アトラス野毛山自治会、
境之谷西部町内会

(2) 問合せ先

都市整備局防災まちづくり推進課

電話 671-3595/FAX 663-5225

【3月下旬にリーフレットを該当の自治会・町内会長宅あて送付します。】

6 「西区地域のつながりを育み強める補助金」及び 「西区まちづくりアドバイザー派遣」の募集について 〔お知らせ〕

(区政推進課)

(議題6の資料参照)

「西区地域のつながりを育み強める補助金」及び「西区まちづくりアドバイザー派遣」を募集いたします。ぜひ活用をご検討ください。

申し込みをお考えの方は、区政推進課地域力推進担当へお気軽にご相談ください。

(1) 西区地域のつながりを育み強める補助金について

ア 対象団体

自治会・町内会を含む2つ以上の団体

イ 対象となる活動

地域課題の解決や地域活動の活性化を目指した連合地区内の活動

ウ 補助内容

対象経費の90%で20万円以内、期間は最長5年間

(2) 西区まちづくりアドバイザー派遣について

ア 対象団体

地区連合町内会、単位自治会・町内会、自治会・町内会が関わる協議会等の組織

イ 対象となる活動

- ・ 地域活動の担い手発掘・育成
- ・ 地域の防災・減災
- ・ 福祉の視点を取り入れたまちづくり

(次ページに続く)

- ・まちづくりに関する専門的な知識・経験・情報の修得のための研修開催
- (3) 問合せ先
区政推進課地域力推進担当（4階49番窓口）
電話 320-8319／FAX 322-9847

【3月下旬に資料を自治会・町内会長宅あて送付します。】

7 新市庁舎内覧会の延期について

〔お知らせ〕

（市連会・総務局）

（議題7の資料参照）

新市庁舎の開庁に先立ち、3月28日（土）、29日（日）に内覧会を予定していましたが、令和2年2月20日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針（横浜市）」により、多数の方の来場を予定している内覧会の開催は困難であると判断し、延期となりました。

今後につきましては、状況を見て検討し、改めてお知らせさせていただきます。

問合せ先

総務局管理課新市庁舎整備担当 担当：岩井、伊藤

電話 633-3901／FAX 664-2501

8 「令和2年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について

〔お知らせ〕

(市連会・市民局)

(議題8の資料参照)

多くの市民の皆様は、安心してボランティア活動に参加していただけるよう、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結する「横浜市市民活動保険」事業を令和2年度も実施します。

(1) 補償内容

賠償責任保険 (限度額)		傷害保険	
身体賠償	1名 1億円	死亡	1名 500万円
	1事故 5億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1名 上限500万円)
財物賠償	1事故 500万円	入院	1日 3,500円(180日限度)
保管物賠償	1事故 500万円	通院	1日 2,500円(90日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000円	手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円

(2) 主な配布先

西区総務課、市民活動支援センター(にしとも広場)など

(3) 問合せ先

総務課(4階51番窓口)担当:佐藤

電話 320-8308/FAX 322-9847

【3月下旬にリーフレットを自治会・町内会長宅あて送付します。】

9 西区統計便覧「西区っていいね！～データで見る西区～令和2年（2020年）版」について

〔お知らせ〕

（総務課）

（議題9の資料参照）

区内の各種統計データをまとめた西区統計便覧「西区っていいね！～データで見る西区～令和2年（2020年）版」を発行いたしました。

つきましては、各自治会・町内会長に1部送付させていただきますのでご活用ください。

（1）問合せ先

総務課（4階50番窓口）担当：藤原・田中
電話 320-8315／FAX 322-9847

【3月下旬に統計便覧1部を自治会・町内会長宅あて送付します。】

10 令和2年度LED防犯灯整備事業について

〔お知らせ〕

（市連会・市民局）

（議題10の資料参照）

令和2年度の電柱へのLED防犯灯及び鋼管ポールLED防犯灯の新設工事を行います。設置を希望する自治会・町内会は、区役所地域振興課にて申請書をお受け取りのうえ御提出ください。

（1）LED防犯灯の新設について

ア 申請方法

設置を希望する自治会・町内会は、申請書類の提出が必要になりますので、事前に地域振興課までご相談ください。

イ 提出期限

5月29日（金）

（2）問合せ先

地域振興課（4階47番窓口）担当：野村、松村、合志
電話 320-8389／FAX 322-5063

※なお、今回の事業のほかに、自費で防犯灯（LED灯含む）の新設をお考えの自治会・町内会がございましたら、区の補助金の対象となりますので担当まで必ず事前に御相談ください。また、補助金を受けない場合でも、必ず工事前に御連絡いた

（次ページに続く）

だきますよう、お願いします。

【3月下旬に資料を自治会・町内会長宅あて送付します。】

11 令和2年度地域防犯カメラ設置補助制度実施について 〔お知らせ〕

(市連会・市民局)

(議題 11 の資料参照)

地域が取り組む防犯活動の支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和2年度も神奈川県と連携して実施いたします。

防犯カメラの設置を希望する自治会・町内会は、地域振興課に御相談のうえ、申請書類を御提出いただきますようお願いいたします。

(1) 補助の対象とするカメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラ

(2) 補助対象団体

自治会・町内会及び地区連合町内会

(3) 補助対象経費

ア 防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費

イ 防犯カメラの設置を示す看板等の設置費

※電気料金、修繕、メンテナンス料金などの維持管理費、更新に係る費用は補助の対象外です。

(4) 補助率

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9(上限額27万円)

(5) 申請書・申請の手引配付場所

区役所地域振興課

(6) 提出締切日

6月30日(火)

※防犯カメラの設置場所により関係機関との調整に時間がかかるものがありますので、ご相談はお早目をお願いいたします。

(7) 問合せ先

地域振興課(4階47番窓口)担当:野村、松村、合志

電話 320-8389/FAX 322-5063

【3月下旬に資料を自治会・町内会長宅あて送付します。】